

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日
に当
る日)

◇ 告 示

字の区域の変更
字の区域の変更等

目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 保険医療機関等の指定
- 保険医の登録
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(四件)
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

告 示

鳥取県告示第九百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による中山地区第五工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年一月十日現在の地番による。)
赤坂字前河原	赤坂字前河原のうち三八五、三八五内一の一部、三八五次一、三八六の一部、三八六の一の一部及びこれらと一体をなす国 有地以外
赤坂字井手領	赤坂字井手領の全域 赤坂字前河原三八五、三八五内一の一部、三八五次一、三八六の一部、三八六の一の一部及びこれらと一体をなす国 有地 下甲字金屋七三四の一、七四〇の一、七四〇次一の一部、 七四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国 有地並びに七 四〇次一と一体をなす国 有地の一部
下甲字八坂ノ前	下甲字八坂ノ前の全域 下甲字下河原六〇五、六〇六、六〇六次一、六〇七から六 〇九までの一部、六一一、六一二、六一三 合併の一部、六一四の

下甲字中ノ坂ノ		下甲字下河原	
<p>下甲字中ノ坂ノ下のうち六五四の一部、六五五の一部、六六〇の一部、六六一の二の一部、六六三の一部、六六六の一部、六六六内一の一部、六六六の二の一部、六七〇の一部、</p>	<p>下甲字塩津道ノ下のうち六三九、六四〇、六四〇の一、六四一、六四二の二の一部、六四二の二の一部、六四二次二、六四五の一部、六四五次一の一部、六五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下甲字下河原六二一の一から六二二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下甲字下河原のうち六〇五、六〇六、六〇六次一、六〇七から六〇九までの一部、六一一、六一二、六一三) 合併の一部、六一四の一部、六一五) 合併、六一七、六一八から六二〇までの一部、六二二の一から六二二の三までの一部、六二二の九の一部、六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下甲字塩津道ノ下六三九、六四〇の一部、六四一の一部、六四二の二の一部、六四二の二の一部、六四二次二及びこれらと一体をなす国有地 下甲字下河原西川端九一一の六の一部</p>	<p>一部、六一五) 合併、六一七、六一八から六二〇までの一部、六二二の二の一部、六二二の二の一部、六二二の九の一部、六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下甲字塩津道ノ下六四五の一部、六四五次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

下甲字淵ノ上	下甲字萩河原	下甲字塩津道ノ上 下甲字須麻田	
<p>下甲字淵ノ上のうち七一八の一部、七一八次二、七二九の一部、七二九次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外</p>	<p>下甲字萩河原のうち六九九の一部、六九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下甲字須麻田五六二の二の一部 下甲字塩津道ノ上六八八の一部、六八八の二の一部、六八八次一の一部、六八八次二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下甲字淵ノ上七一八の一部、七一八次二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下甲字塩津道ノ上のうち六七四の一部、六七五の一部、六八八の一部、六八八の二の一部、六八八次一の一部、六八八次二の一部、六九四の二の一部、六九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下甲字塩津道ノ下六四〇の一部、六四〇の二、六四一の一部、六四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下甲字中ノ坂ノ下六六六の一部、六六六内一の一部、六六六の二の一部、六七〇の二の一部、六七〇の二及びこれらと一体をなす国有地 下甲字萩河原六九九の一部、六九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>の一部、六七〇次一、六七〇の二、六七三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下甲字塩津道ノ下六五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 下甲字塩津道ノ上六九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 下甲字萩河原六九九の二の一部</p>

	<p>外の区域</p> <p>下甲字金屋^{七三〇}_{七三一}（合併の二の一部、七三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下甲字金屋</p>	<p>下甲字金屋のうち^{七三〇}_{七三一}（合併の二の一部、七三〇の一の一部、七三四の一、七四〇の一、七四〇次一の一部、七四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四〇次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>下甲字淵ノ上七二九の一部、七二九次一の一部</p>
<p>下甲字下河原西川端</p>	<p>下甲字下河原西川端のうち九一一の六の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第九百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四の規定による大父地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字高岡字中鍋坂</p>	<p>同上の区域（昭和五十九年五月一日現在の地番による。）</p> <p>大字高岡字中鍋坂のうち一三三の一から一三三の三まで、一三九の一から一三九の三まで、一四〇、一四〇の一、一四一の一から一四一の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高岡字上鍋坂</p>	<p>大字高岡字上鍋坂の全域</p> <p>大字高岡字中鍋坂一三三の一から一三三の三まで、一三九の一から一三九の三まで、一四〇、一四〇の一、一四一の一から一四一の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字高岡字上河原</p>	<p>大字高岡字上河原のうち一五五の一から一五五の三まで、一五七の一、一六〇の三、一六一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五八の一、一五八の二、一五九、一五九の一、一五九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高岡字棚河原</p>	<p>大字高岡字棚河原のうち一九三の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高岡字上河原一六〇の三、一六一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五八の一、一五八の二、一五九、一五九の一、一五九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高岡字水谷</p>	<p>大字高岡字水谷のうち^{一九八}_{一九九}（合併の一部、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇二の二）（合併の一部、二二四の二の一部、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高岡字樋口二一七の一部、二二八の一部、二三〇の一部、二三一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高岡字水谷六四三の一、六四三の三、六四三の四</p>

大字高岡字樋口	<p>大字高岡字樋口のうち二一七の一部、二二八の一部、二三〇の一部、二三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高岡字上河原一五五の二から一五五の三まで、一五七の一</p> <p>大字高岡字棚河原一九三の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高岡字水谷一九九(一九八) 合併の一部、二〇〇、二〇一の一、二〇二の二、二〇三の二(一) 合併の一部、二一四の二の一部、二一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字高岡字宮ノ東二五二の二、二五二の三、二五六の二と一体をなす国有地の一部</p>
大字高岡字宮ノ東	<p>大字高岡字宮ノ東のうち二五二の二、二五二の三、二五六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字高岡字水谷	<p>大字高岡字水谷のうち六四三の一、六四三の三、六四三の四以外の区域</p>
大字大父字岡ノ田	<p>大字大父字岡ノ田のうち三の四、四の次一、四の二、四の三、五の次一、五の一から五の三まで、六の一、六の二、七(八の内第一) 合併、七の一、八、八の次一、八の二、九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字大父字下河原	<p>大字大父字下河原のうち一〇の二、一一の一の一部、一二の二の一部、一二の次二の一部、一二の次三の一部、一四から一六までの一部、一七の一の一部、一七の二の一部、一七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大父字岡ノ田八の一部</p>
大字大父字坊主田	<p>大字大父字坊主田四二、四三の二から四三の三まで、四三の七、四四の一、四五の一、四五の二、四六から四九まで、五〇の一、五一、五一の二、五一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大父字河原田五二、五三、五三の一、五四の一部、五四の一の一部、五四の二、五五の一部、五五の一の一部、五七の一の一部、五八の一の一部、五八の三の一部、五九及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大父字林ノ前一二二の三から一二二の六まで</p>
大字大父字河原田	<p>大字大父字坊主田のうち四二、四三の二から四三の三まで、四三の七、四四の一、四五の一、四五の二、四六から四九まで、五〇の一、五一、五一の二、五一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大父字河原田のうち五二、五三、五三の一、五四、五四の一、五四の二、五五、五五の二から五五の三まで、五五の次一、五六、五七の一、五七の二、五八の二から五八の三まで、五九、六〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字大父字壱本椎ノ木	<p>大字大父字壱本椎ノ木の全域</p> <p>大字大父字岡ノ田三の四、四の次一、四の二、四の三、五の一から五の三まで、五の次一、六の一、六の二、七(八の内第一) 合併、七の一、八の一部、八の二、八次一、九及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大父字下河原一〇の二、一一の一の一部、一二の二の一部、一二の次二の一部、一二の次三の一部、一四から一六までの一部、一七の一の一部、一七の二の一部、一七の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大父字河原田五四の一部、五七の一の一部、五八の一</p>

<p>の 一 部、五八の二、五八の三の 一 部、六〇の 一 及びこれらと 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 餅 田 七 四、七 四 の 一 か ら 七 四 の 三 ま で、七 五、七 六 の 一、七 八 の 一、七 九 の 一 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 大 代 垣 八 二 の 三、八 二 の 六</p>	<p>大 字 大 父 字 餅 田 大 字 大 父 字 餅 田 の うち 七 四、七 四 の 一 か ら 七 四 の 三 ま で、七 五、七 六 の 一、七 八 の 一、七 九 の 一 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域</p>	<p>大 字 大 父 字 大 代 垣 大 字 大 父 字 大 代 垣 の うち 八 二 の 三、八 二 の 六 以 外 の 区 域 大 字 大 父 字 弥 五 郎 田 九 一 の 一 部、九 二、九 三 の 一、九 三 の 二、九 四 の 一 部、九 七 の 一 部、九 八 か ら 一 〇 〇 ま で、一 〇 一 の 一 部、一 〇 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 字 大 父 字 流 田 一 一 五 の 四 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 梅 ノ 木 一 四 九 の 一 の 一 部、一 四 九 の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 神 田 一 五 三 の 一 部、一 五 三 の 一、一 五 四、一 五 五 (四) 合 併 内 の 一 部、一 五 六 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地</p>	<p>大 字 大 父 字 流 田 大 字 大 父 字 流 田 の うち 一 一 四 の 一、一 一 四 の 二、一 一 五 の 四 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域 大 字 大 父 字 弥 五 郎 田 九 一 の 一 部、一 〇 一 の 一 部、一 〇 二 の 一 部、一 〇 二 の 一、一 〇 二 の 二、一 〇 三、一 〇 四 大 字 大 父 字 梅 ノ 木 一 四 三 の 一、一 四 四、一 四 五 か ら 一 四 七 ま で の 一 部、一 四 八、一 四 九 の 一 の 一 部、一 四 九 の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 神 田 一 五 〇 の 一 部、一 五 一、一 五 二) 合 併 の 一 部、一 六</p>
<p>四 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 大 角 豆 畑 一 八 五 の 一 部 大 字 大 父 字 駄 尾 田 一 九 一 の 一 部、一 九 一 の 一 か ら 一 九 一 の 三 ま で、一 九 三 の 二 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地</p>	<p>大 字 大 父 字 林 ノ 前 大 字 大 父 字 林 ノ 前 の うち 一 二 一 の 三 か ら 一 二 一 の 六 ま で 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域 大 字 大 父 字 坊 主 田 五 一 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 字 大 父 字 河 原 田 五 四 の 一 部、五 四 の 一 の 一 部、五 五 の 一 部、五 五 の 一 の 一 部、五 五 の 二、五 五 の 三、五 五 の 次 一、五 六、五 七 の 一 の 一 部、五 七 の 二 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 流 田 一 一 四 の 一、一 一 四 の 二 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地</p>	<p>大 字 大 父 字 梅 ノ 木 大 字 大 父 字 梅 ノ 木 の うち 一 四 三 の 一、一 四 四 か ら 一 四 八 ま で、一 四 九 の 一、一 四 九 の 二 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域 大 字 大 父 字 神 田 の うち 一 五 〇 の 一 部、一 五 一) 合 併 の 一 部、一 五 三 の 一 部、一 五 三 の 一、一 五 四、一 五 五) 合 併 内 の 一 部、一 五 六、一 六 四 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域 大 字 大 父 字 弥 五 郎 田 九 四 の 一 部、九 五) 合 併、九 七 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 並 び に 九 九 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 字 大 父 字 梅 ノ 木 一 四 五 か ら 一 四 七 ま で の 一 部、一 四 九 の 一 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 大 角 豆 畑 一 六 五 の 一、一 六 六 の 二、一 八 二 か ら 一 八 五 ま で の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地</p>	<p>大 字 大 父 字 神 田 大 字 大 父 字 神 田 の うち 一 五 〇 の 一 部、一 五 一) 合 併 の 一 部、一 五 三 の 一 部、一 五 三 の 一、一 五 四、一 五 五) 合 併 内 の 一 部、一 五 六、一 六 四 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域 大 字 大 父 字 弥 五 郎 田 九 四 の 一 部、九 五) 合 併、九 七 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 並 び に 九 九 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 字 大 父 字 梅 ノ 木 一 四 五 か ら 一 四 七 ま で の 一 部、一 四 九 の 一 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地 大 字 大 父 字 大 角 豆 畑 一 六 五 の 一、一 六 六 の 二、一 八 二 か ら 一 八 五 ま で の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 国 有 地</p>

<p>大字大父字大角豆畑</p>	<p>大字大父字大角豆畑のうち一六五の一、一六六の二、一八二から一八七までの一部及びこれらと一体をなす国用地以外の区域 大字大父字古宮二七一の一部、二七四の一部、二七五、二七六の一部及びこれらと一体をなす国用地 大字大父字カイチ二九四の一の一部、二九六の一部、二九七、三〇二の二</p>
<p>大字大父字駄尾田</p>	<p>大字大父字駄尾田のうち一九一の一部、一九二の一から一九一の三まで、一九三の二の一部、一九九の一の一部及びこれらと一体をなす国用地以外の区域 大字大父字大角豆畑一八五から一八七までの一部及びこれらと一体をなす国用地 大字大父字西谷二六三の三の一部、二六四の一部、二六四の次一の一部、二六五 大字大父字古宮二六六、二六八の一部、二六九の一部、二七〇、二七一の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国用地</p>
<p>大字大父字西谷</p>	<p>大字大父字西谷のうち二六三の三の一部、二六四の一部、二六四の次一の一部、二六五以外の区域 大字大父字駄尾田一九九の一の一部及びこれらと一体をなす国用地 大字大父字古宮二六七、二六八の一部、二六九の一部、二七三の一部、二七四の一部、二七八）合併の一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国用地</p>
<p>大字大父字カイチ</p>	<p>大字大父字カイチのうち二九四の一の一部、二九六の一部、二九七、三〇二の二以外の区域 大字大父字古宮二七一の一部、二七二、二七三の一部、二七四の一部、二七四の一、二七六の一部、二七六の一、二七七）合併の一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国用地</p>
<p>大字大父字屋敷</p>	<p>す国用地 大字大父字屋敷のうち三五〇の四、三五〇の五及びこれらと一体をなす国用地以外の区域</p>
<p>大字大父字坪根田</p>	<p>大字大父字坪根田のうち三八七、三八七の一、三八八、三八八の一、三九〇）合併、三九一、三九二、三九三の一部、三九四、三九五から三九七までの一部、三九九の一の一部、四〇二の一部、四〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国用地以外の区域 大字大父字屋敷三五〇の四の一部及びこれらと一体をなす国用地</p>
<p>大字大父字清水河原</p>	<p>大字大父字清水河原のうち三八二の一から三八二の三まで、三八二の五、三八三、三八三の一、三八四の五、三八四の八、三八五の一、三八六の一及びこれらと一体をなす国用地以外の区域</p>
<p>大字大父字宮ノ前</p>	<p>大字大父字宮ノ前の全域 大字大父字屋敷三五〇の四の一部、三五〇の五及びこれらと一体をなす国用地 大字大父字坪根田三九三の一部、三九五の一部、三九九の一の一部、四〇二の一部、四〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国用地 大字大父字竿四三三、四三三の一、四三五の二、四三九の二、四四〇の三の一部、四四二、四四二の一の一部、四四三の一の一部、四四三の二、四四四から四四六まで、四四七の一部、四五〇）合併の一部、四五一の一部、四五二の一部及びこれらと一体をなす国用地 大字大父字宮ノ谷九九三の一二</p>

大字大父字竿

大字大父字竿のうち四三三、四三三の一、四三五の二、四三九の二、四四〇の三の一部、四四二、四四二の一の一部、四四三の一の一部、四四三の二、四四四から四四六まで、四四七の一部、四五〇 合併の一部、四五一の一部、四五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
 大字大父字清水河原三八六の一の一部
 大字大父字坪根田三八七の一部、三八七の一、三八八の一部、三八九 合併、三九一、三九二、三九三の一部、三九四、三九五から三九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地
 大字大父字入島口四五七から四六〇までの一部、四六八の一部、四六九の一部、四七〇、四七一の一部、四七二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字大父字入島口

大字大父字入島口のうち四五七から四六〇までの一部、四六八の一部、四六九の一部、四七〇、四七一の一部、四七二の一部、四八三の二の一部、四八四の一部、四八五、四八六の一部、四八七、四八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
 大字大父字清水河原三八二の一から三八二の三まで、三八二の五、三八三、三八三の一、三八四の五、三八四の八、三八五の一、三八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
 大字大父字坪根田三八七の一部、三八八の一部、三八八の一及びこれらと一体をなす国有地
 大字大父字美濃海四九三の一の一部、四九三の次一の一部、五一一の二の一部、五一一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字大父字美濃海

大字大父字美濃海のうち四九三の一の一部、四九三の次一の一部、四九八の三の一部、五〇三の五、五〇四、五〇五

の一部、五〇六の一部、五一一の二の一部、五一一の四の一部、五一四の一部、五一五 合併の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
 大字大父字入島口四八三の二の一部、四八四の一部、四八五、四八六の一部、四八七、四八九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字大父字中美濃海

大字大父字中美濃海のうち五三六の一部、五三六の一の一部、五三七の一の一部、五四一、五四二、五四三の一部、五四四、五四五、九九七の二一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
 大字大父字美濃海四九八の三の一部、五〇三の五、五〇四、五〇五の一部、五〇六の一部、五一四の一部、五一五 合併の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字大父字上美濃海

大字大父字上美濃海の全域
 大字大父字中美濃海五三六の一部、五三六の一の一部、五三七の一の一部、五四一、五四二、五四三の一部、五四四、五四五、九九七の二一及びこれらと一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称

大字大父字弥五郎田、大字大父字古宮

鳥取県告示第九百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
ノナカ医院	鳥取市新二二一五	昭和五十九年十一月一日

鳥取県告示第九百五十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
ノナカ医院	鳥取市永楽温泉町四〇一	昭和五十九年十月十四日

鳥取県告示第九百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
樋口歯科医院	倉吉市明治町三丁目四三一一	昭和五十九年十一月一日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	"
カスヤ歯科医院	鳥取市若桜町五一	"
松本医院	鳥取市末広温泉町四〇一	"
新田外科胃腸科医院	米子市中島三九二一七	"
山口外科医院	米子市夜見町二七八六一四	"
中嶋医院	境港市相生町四一	"
都田医院	境港市京町四四	"
木山歯科医院	米子市富士見町二丁目三二	"

久松薬局	鳥取市東町三丁目二六四	〃
森医院	岩美郡国府町大字糸谷一一一五	昭和五十九年十一月十四日
横川齒科医院	境港市元町一八〇〇	昭和五十九年十一月六日
富永産婦人科医院	米子市日原八〇七	昭和五十九年十一月十日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一一	昭和五十九年十一月二日
木本齒科医院	倉吉市昭和町一丁目一七四	昭和五十九年十一月四日

鳥取県告示第九百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
齋藤 誠一郎	鳥医第三、一五〇号	昭和五十九年十月二十三日

和藤 幸弘	鳥医第三、一五一号	昭和五十九年十月二十六日
延原 弘明	鳥医第三、一五二号	〃
山根 千栄美	鳥医第三、一五三号	〃
川村 和徳	鳥医第三、一五四号	〃

鳥取県告示第九百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中山地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町から同町が行う土地改良事業に係る大父地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

船磯漁港管理者 鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十七年九月十六日 鳥取県指令受漁港第四十八号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十九年十一月二十九日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一一地先公有水面

(二) 区域

A地区

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台(北緯三五度三一分〇七秒東経一三

四度〇一分二秒)から一九三度〇〇分〇〇秒一四・〇メ

ートルの地点(以下「A地点」という。)から一六四度〇〇

分一一・五〇メートルの地点

2の地点 A地点から一四五度一五分五六・〇〇メートルの地点

3の地点 A地点から一七四度三〇分七六・〇〇メートルの地点

4の地点 A地点から一七四度四五分七五・六〇メートルの地点

5の地点 A地点から一八七度四五分一一・〇〇メートルの地点

6の地点 Aの地点から一八九度三〇分一〇・八・四〇メートルの地点

7の地点 A地点から一九八度〇〇分九七・〇〇メートルの地点

8の地点 A地点から二〇九度〇〇分八六・六〇メートルの地点

9の地点 A地点から二二二度〇〇分七六・〇〇メートルの地点

B地区

次の10の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と10の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

10の地点 A地点から一九二度〇〇分一三・〇〇メートルの地点

11の地点 A地点から二二三度〇〇分六六・二〇メートルの地点

12の地点 A地点から二二六度〇〇分六五・八〇メートルの地点

13の地点 A地点から二〇九度〇〇分一一・〇〇メートルの地点

(三) 面積

A地区 三九四六・九四平方メートル
 B地区 二〇五・七二平方メートル

五 関係図書の閲覧場所
 気高町役場

鳥取県告示第九百五十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

長和瀬漁港管理者 鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十七年十月十九日 鳥取県指令受漁港第四十七号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十九年十二月四日

四 埋立区域

(一) 位置

(二) 区域

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一―地先公有水面

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 長和瀬漁港防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒東経一三三度五八分二五秒）から二一〇度五〇分一八七・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から三三度三〇分六五・三〇メートルの地点

2の地点 A地点から四二度四〇分六五・二〇メートルの地点

3の地点 A地点から四六度三〇分三五・三〇メートルの地点

4の地点 A地点から四二度二〇分二五・一〇メートルの地点

5の地点 A地点から四三度一〇分二六・〇〇メートルの地点

6の地点 A地点から三〇度五〇分四四・四〇メートルの地点

(三) 面積

二八二・〇八平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

青谷町役場

鳥取県告示第九百五十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

岩戸漁港管理者 鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十三年二月三日 鳥取県指令受河第六百二十七号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十九年十二月四日

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二七九から同字二七〇までの地先公有

水面

(二) 区域

次の1の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 岩戸漁港北防波堤灯台(北緯三五度三三分四八秒東経一三四度一六分三八秒)から八六度三〇分一一三・五メートルの

地点(以下「A地点」という。)から一八八度〇〇分五三・

〇メートルの地点

2の地点 A地点から一七五度二〇分一〇四・五メートルの地点

3の地点 A地点から一六〇度〇〇分一〇二・〇メートルの地点

4の地点 A地点から一五八度一〇分九六・五メートルの地点

5の地点 A地点から一六八度二〇分六一・五メートルの地点

6の地点 A地点から一六九度一〇分六一・〇メートルの地点

7の地点 A地点から一七六度〇〇分五五・五メートルの地点

8の地点 A地点から一八五度三〇分五二・〇メートルの地点

(三) 面積

一、一二七・一五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

福部村役場

鳥取県告示第九百六十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

東漁港管理者 鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十七年七月十三日 鳥取県指令受漁港第三号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十九年十二月四日

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大羽尾字丸山四五四―三地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から11の地点までを順次に直線で結んだ線及び11の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 大羽尾灯台(北緯三五度三六分一六秒東経一三四度二〇分

五四秒)から一八五度〇〇分二三五・〇〇メートルの地点(

以下「A地点」という。)から五八度二〇分二〇・八〇メー

トルの地点

2の地点 A地点から五〇度〇〇分二二・五〇メートルの地点

3の地点 A地点から四四度三〇分二五・八〇メートルの地点

4の地点 A地点から三二度二〇分二七・二〇メートルの地点

5の地点 A地点から四五度五〇分七六・四〇メートルの地点

6の地点 A地点から四九度二〇分八一・五〇メートルの地点

7の地点 A地点から四九度五〇分八八・三〇メートルの地点

8の地点 A地点から四九度五〇分九七・〇〇メートルの地点

9の地点 A地点から五〇度三〇分一〇三・〇〇メートルの地点

10の地点 A地点から五〇度一〇分一〇五・四〇メートルの地点

11の地点 A地点から五四度〇〇分一〇七・〇〇メートルの地点

(三) 面積

八一七・七五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

岩美町役場

鳥取県告示第九百六十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、米子市皆生新田第二土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 住 所

生田 要一 米子市皆生七七

石井 覚治 米子市皆生一八五一

景野 正雄 米子市上福原一〇一八

八田 諦幸 米子市皆生五三〇

八尾 勉 米子市皆生一一八

安田 一善 米子市皆生四七

安田 善衛 米子市皆生五四五―二

米田 潤之助 米子市皆生七八